(d)　適当な場合には、参加国政府による協力計画に関する情報の交換並びに報告の作成、公表及び配布を援助すること。

(e)　計画委員会の会合に科学上及び行政上の支援を与えること。

4　機関は、第五条2の規定に従って参加国政府により提出された年次報告を基礎として、当該参加国政府と協議の上、この協定の下で実施された活動についての全般的な報告であって、特に、第三条の規定により設定された協力計画の実施状況に関するものを毎年作成し、代表者会合に提出する。

第八条

1　機関は、代表者会合の同意を得て、機関の加盟国（参加国政府の国であるものを除く。）、適当な国際機関又はその他の関係団体に対し協力計画又はその他の協力活動への資金の拠出その他の拠出又は参加を勧誘することができる。機関は、当該拠出又は参加について参加国政府に通報する。

2　機関は、機関の財政規則その他の関係規則に従い、第五条3及び1の規定によりこの協定の実施に当たって行われた拠出を管理する。機関は、拠出ごとに記録及び勘定を保持する。

第九条

1　各締約国政府は、自国の適用可能な法令に従い、協力計画に関連する機関の安全基準及びセキュリティ指針文書を協力計画の実施に、適当な場合には、適用することを確保する。

2　各締約国政府は、この協定の下で自国政府に与えられるいかなる援助も、機関の憲章に従い、平和的目的にのみ用いることを約束する。

3　機関又は第五条3若しくは前条1の規定により拠出を行う政府若しくは適当な国際機関のいずれも、協力計画の安全な実施につき参加国政府に対し又は参加国政府を通じて請求を行ういかなる者に対し責任を負わない。

第十条

1　いずれの締約国政府及び機関も、適当な場合には、相互に協議の上、この協定の範囲内で、協力計画の促進及び発展のために適当な国際機関との間で協力についての取決めを行うことができる。

2　その他の関係団体は、代表者会合により認められた場合には、他の拠出者が資金を拠出する協力活動に参加する機会を追求し、並びに協力計画のための資金を交渉し、及び確保することができる。

第十一条

この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる紛争も、交渉又は関係当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により、関係当事者間の協議を通じて解決する。

第十二条

1　千九百八十七年の地域協力協定又はその第一次、第二次、第三次、第四次若しくは第五次の延長協定の締約国となった機関のいずれの加盟国も、この協定の寄託者（以下「寄託者」という。）を務める機関の事務局長に対しこの協定を受諾する旨通告することにより、この協定の締約国となることができる。

2　機関のその他のいずれの加盟国（南アジア、東アジア、東南アジア又は太平洋におけるものに限る。）も、代表者会合により自国の受諾が承認された後に、この協定の受諾書を寄託することにより、この協定の締約国となることができる。

第十三条

1　この協定は、機関の事務局長が前条の規定により二番目の受諾の通告を受領した時に効力を生ずる。この協定は、当該通告が延長された千九百八十七年の地域協力協定の有効期間の満了前に機関の事務局長により受領された場合には、延長された千九百八十七年の地域協力協定の有効期間の満了の日に効力を生ずるものとし、その後にこの協定を受諾する政府については、機関の事務局長がその受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

2　この協定の有効期間は、無期限とする。

3　延長された千九百八十七年の地域協力協定の下で設定された協力計画であって、この協定が効力を生ずる日に実施中のものは、この協定の下での協力計画とみなされる。

第十四条

1　いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。改正案は、代表者会合において検討される。

2　改正案及び改正の理由は、寄託者に提出されるものとし、寄託者は、この提案を速やかに、少なくとも当該提案が検討のために提出される代表者会合の九十日前に、締約国政府に通報する。寄託者は、当該提案について受領した意見を締約国政府に送付する。

3　いずれの改正も、コンセンサス方式によってのみ採択することができる。

第十五条

1　いずれの締約国政府も、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この協定を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が書面による1の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

二千十六年五月十八日にウランバートルで、英語により本書を作成した。

○農林水産省告示第九百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年六月八日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Begonia x semperflorens-cultorum H. K. Krauss	PASOROSEDO-UBLE	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市木戸196番地5	第31661号 平成28年12月14日
Brassica rapa L.	ガイニマイナ	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地	第31794号 平成29年2月8日
〃	マゲニマイナ	〃	第31795号 平成29年2月8日
Calibrachoa Cerv.	KLECA14268	Nils Klemm Hanfacker Gew 9, 70378 Stuttgart, Germany	第31691号 平成28年12月26日
〃	KLECA16371	〃	第31692号 平成28年12月26日
〃	KLECA16376	〃	第31693号 平成28年12月26日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	せと福（だるま）　VMR	水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の1 ハクサンインターナショナル株式会社 愛知県長久手市山越606番地	第31733号 平成29年1月11日

○外務省告示第百九十八号

平成二十九年五月二十六日にビエンチャンで、中南部地域中等学校環境改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中南部地域中等学校環境改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年五月三十一日

4　署名者

日本側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　センペット・フンブンニュアン外務副大臣

平成二十九年六月八日

外務大臣　岸田　文雄